

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 （加工組立減税のの特例） 8－12 法第8条第1項の規定による加工組立減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工組立減税の手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。 (1) （省略） (2) 次に掲げる書類については、<u>輸入者</u>に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。 イ～ニ （省略） (3) （省略） 第12節の3 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税 （経済連携協定に基づく加工又は修繕用貨物の輸出の手続） 8の7－2 法第8条の7に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。 (1) （省略） (2) 1 契約に係る2回目以降の<u>加工又は修繕用貨物</u>の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。 (3)～(5) （省略） （経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の手続） 8の7－3 法第8条の7の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の手続については、次による。 (1) 令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する「加工又は修繕を証する書類」は、前記8の7－2の<u>(3)</u>による輸出承認証又	第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 （加工組立減税のの特例） 8－12 法第8条第1項の規定による加工組立減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工組立減税の手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。 (1) （同左） (2) 次に掲げる書類については、<u>特例輸入者等</u>に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。 イ～ニ （同左） (3) （同左） 第12節の3 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税 （経済連携協定に基づく加工又は修繕用貨物の輸出の手続） 8の7－2 法第8条の7に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。 (1) （同左） (2) 1 契約に係る2回目以降の<u>輸出原材料</u>の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。 (3)～(5) （同左） （経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の手続） 8の7－3 法第8条の7の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の手続については、次による。 (1) 令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する「加工又は修繕を証する書類」は、前記8の7－2の<u>(2)</u>による輸出承認証又

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は加工、修繕に関する契約書等とする。 (2)～(4) （省略） 第 13 節の 2 経済連携協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用 （製造用原料品に関する担保の解除） 9 の 2－19 法第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき製造用原料品の輸入（譲許の便益の適用）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。 なお、担保の解除に当たっては、令第 33 条の 7 第 3 項の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達 <u>9 の 11－10</u>（担保の解除手続）により処理する。 第 14 節 用途外使用等の制限 （用途外使用等の承認） 10－2 法第 10 条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。 (1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。 イ 前記 10－1 <u>(5)</u>に該当するスクラップ化した物品を他の用途に供しようとする場合 ロ及びハ （省略） (2)及び(3) （省略）	は加工、修繕に関する契約書等とする。 (2)～(4) （同左） 第 13 節の 2 経済連携協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用 （製造用原料品に関する担保の解除） 9 の 2－19 法第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき製造用原料品の輸入（譲許の便益の適用）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。 なお、担保の解除に当たっては、令第 33 条の 7 第 3 項 <u>《製品検査書の交付》</u>の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達 <u>9 の 6－10</u>（担保の解除手続）により処理する。 第 14 節 用途外使用等の制限 （用途外使用等の承認） 10－2 法第 10 条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。 (1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。 イ 前記 10－1 <u>(4)</u>に該当するスクラップ化した物品を他の用途に供しようとする場合 ロ及びハ （同左） (2)及び(3) （同左）